

令和5年度（2023年度）エゾシカジビエ利用拡大推進事業
（狩猟捕獲個体搬入業務）
～質疑応答集（狩猟者向け）～

Q 1 市町村の許可捕獲と今回の事業の両方に参加してもよいですか。

A 1 両方に参加していただいてもかまいません。ただし、許可捕獲による捕獲奨励金と本事業の搬入手数料の二重取りはできませんので、施設への捕獲個体搬入時には許可捕獲によるものか、本事業参加によるものか、どちらかを選択していただく必要があります。

Q 2 いつから搬入できますか。

A 2 施設へ搬入するためには、参加狩猟者が道が交付する本事業の事業参加証を持っており、かつ搬入施設においては道との契約を締結している必要があります。

事業参加証は、北海道が本事業への参加を認め決定した後に交付しますので、お手元に届いてない段階では、10月1日以降の搬入でも本事業の対象とならず支援の対象外です。また、施設においても受入の実績とはなりません。

なお、施設の受入期間、搬入条件等については、対象施設へ直接お問い合わせください。

Q 3 捕獲個体の一部のみを自家消費した場合であれば、支援対象になりますか。

A 3 全部はもちろんのこと、一部でも自家消費とした場合には、本事業の支援対象にはなりません。ただし、食肉処理施設が受入条件に適合するものとして搬入確認票の発行を行った後に、狩猟者が必要量を当該施設から買い戻す場合は支援対象となります。

Q 4 捕獲者と施設への搬入者が違う場合、搬入確認票は誰が受ければよいのですか。

A 4 施設への捕獲個体搬入に当たっては、必ず捕獲者が行い、搬入確認票を受領してください。

Q 5 困いわなで生体捕獲した個体を養鹿場に搬入した場合も、搬入確認票が発行されるのですか。

A 5 養鹿場への搬入では搬入確認票の発行はしません。わな猟の場合は、捕獲後に止めさした個体を食肉処理施設へ搬入した場合に搬入確認票の発行の対象になります。ただし、食肉処理施設の受入条件にもご留意ください。

Q 6 支援対象は搬入2頭目以降ということですが、1日につき搬入2頭目から支援対象になるということですか。

A 6 1日単位ではありません。事業期間中に施設から搬入確認票を受領した合計頭数の2頭目からが支援対象になります。

例えば、事業期間中に21頭分の搬入確認票を受領した場合には、20頭分の搬入手数料が支払われるということです。

Q 7 搬入2頭目から支援対象ということは、1頭目のエゾシカは無償で施設に提供するというのですか。

A 7 搬入1頭目は、施設によるエゾシカの買取料のみ、2頭目以降は、施設によるエゾシカの買取料に加えて、北海道から搬入手数料が支払われます。

Q 8 搬入手数料はいつ頃支払われるのですか。

A 8 事業期間終了後、令和6年(2024年)2月7日(水)までに搬入実績報告書と併せて、事業期間中に受領した全ての搬入確認票を北海道に提出(グループの場合は、代表者が全構成員の受領分をまとめて提出)いただいた後、搬入手数料を確定し、令和6年(2024年)3月29日(金)までに指定口座に振込を行います。

Q 9 グループでの事業参加を考えています。この場合、グループ代表者に支払われるグループとしての搬入手数料に係る構成員間の配分はどうしたらよいのですか。

A 9 北海道がお支払いする搬入手数料のグループ内での配分については、北海道は一切関与しませんので、各グループ内であらかじめ配分ルールを決めて、適正に配分してください。

Q 10 搬入手数料について確定申告は必要ですか。必要かどうか、北海道から税務署に確認していただけないか。

A 10 北海道では、源泉徴収は行いません。

また、北海道から札幌中税務署に確定申告について確認したところ、北海道から搬入手数料の支払いを受けた者の収入形態により確定申告の要否が異なるとのことでしたので、各自個別に税務署に直接相談していただくようお願いします。